

外部ネットワーク管理に関するガイドライン

このガイドラインは、中京大学キャンパスネットワークの運用に関し必要な事項のうち、外部ネットワーク管理に必要な事項を定めるものとする。

1. 対象

- (1) キャンパス外ネットワークとキャンパスネットワークとの接続(VPN を含む)。但し、原則としてキャンパス外ネットワークからの二次接続は認めないものとする。
- (2) 中京大学が運用責任を持つドメイン名のキャンパス外ネットワークでの使用。

ここでいう VPN(仮想私設網)は端末接続を含まない。端末接続の VPN に関しては、「リモートアクセス管理に関するガイドライン」での接続対象とする。

2. 目的

- (1) 外部ネットワーク(VPN を含む)の接続許可および手続
- (2) 中京大学が運用責任を持つドメイン名の使用許可および手続
- (3) キャンパスネットワークと外部ネットワークとの接続の維持・管理
- (4) キャンパスネットワークと外部ネットワークとのネットワーク境界のセキュリティ維持・管理

3. 外部ネットワークの接続許可および手続

- (1) 外部ネットワークを接続するためには、情報センターへ「外部ネットワーク接続申請書」を提出し、情報センター委員会での審議を経て許可を得なければならない。
- (2) 外部ネットワークを申請するものは次のいずれかでなければならない。
 - 学部長
 - 研究科長
 - 研究所長
 - 事務局長
 - その他、情報センター長が適当であると認めたもの
- (3) 外部ネットワークの接続の際には、以下を置かなければならない。
 - 外部ネットワーク接続責任者
 - 外部ネットワーク接続運用担当者
- (4) 外部ネットワーク接続運用責任者は、以下の事項について責任を負わなければならない。
 - ネットワーク境界のセキュリティ管理
 - ネットワーク境界横断ユーザのユーザ教育
 - ネットワーク境界でのトラブル対応
 - その他、外部ネットワーク接続の運用・管理に関するすべての事項
- (5) 外部ネットワーク接続におけるトラブル対処
 - ネットワーク境界をまたぐトラブルでキャンパスネットワーク運用に支障をきたしたり、またキャンパスネットワークを介して他の外部ネットワークやインターネットへ被害を与えたりする場合には、外部ネットワーク接続運用責任者に連絡の上、外部ネットワークとの通信を遮断する場合がある。
 - 緊急時には、外部ネットワーク接続運用責任者に連絡が取れない場合でも同様の措置をとる場合がある。
- (6) その他、情報センターが別途定めた事項に関し、遵守施行しなければならない。

4. 中京大学が運用責任を持つドメイン名の使用許可および手続

- (1) キャンパス外ネットワークに中京大学が運用責任を持つドメイン名を使用する場合には、情報センターへ「大学ドメイン名使用申請書」を提出し、情報センター長の許可を得なければならない。
- (2) 中京大学が運用責任を持つドメイン名の使用を申請するものは次のいずれかでなければならない。
 - 学部長
 - 研究科長

研究所長

事務局長

その他、情報センター長が適当であると認めたもの

(3)中京大学が運用責任を持つドメイン名の使用の際には、責任者を置き以下の事項について責任を負わなければならない。

中京大学が運用責任を持つドメイン名付与ネットワーク内のセキュリティ管理

中京大学が運用責任を持つドメイン名付与ネットワーク内のトラブル対応

中京大学が運用責任を持つドメイン名付与ネットワーク内の運用・管理に関するすべての事項

(4)中京大学が運用責任を持つドメイン名の使用停止、使用許可の取り消しについて

上記責任を遵守されず中京大学（および汎用）ドメイン名付与ネットワークの運用が適切に行われない場合は、情報センター長が以下の措置をとることがある。

一定期間のドメイン名運用停止

ドメイン名使用許可の取り消し

(5)中京大学が運用責任を持つドメイン名付与ネットワークにおけるトラブル対処

中京大学が運用責任を持つドメイン名が付与されたネットワークまたはサーバによるトラブルでキャンパスネットワーク運用に支障をきたしたり、また他の外部ネットワークやインターネットへ被害を与えたりする場合には、ドメイン名の委譲あるいは名前解決の処理を中断する場合がある。

(6)その他、情報センターが別途定めた事項に関し、遵守施行しなければならない。

5．キャンパスネットワークと外部ネットワークとの接続の維持・管理

以下を情報センター員および情報センター事務室が行い、これをもってキャンパスネットワークと外部ネットワークとの接続を維持・管理する。

(1)外部ネットワーク接続の各責任者と交渉や連絡などを行うとともに、外部ネットワーク接続の各責任者への確な連絡をする。

(2)情報センター長は、必要に応じて外部ネットワーク接続のため以下のメンバーを招集できる。

情報センター員

情報センター事務職員

外部ネットワーク接続の各責任者

外部ネットワーク接続の各運用担当者